

## グローバル化、危機の時代の社会保障制度について

グローバル化という経済情勢下で、予測を越えた天災人災が国民生活に広範な危機を引き起こす時代となっている。現在の福祉国家の社会保障改革の方向はワークフェアだが、貧困政策の機能を中軸に据えた新しい社会保障制度改革が求められている。

ワークフェアの対極にあるとされる普遍的所得保障構想（ベーシック・インカム、以後 BI）は、全ての国民に（老若男女、女性、子供にまで）一律、個人単位で現金給付をするという構想だが、問題の労働インセンティブへの影響<sup>1</sup>を考慮した上で、ワークフェアとのすり合わせは可能である。それを部分的なベーシック・インカムと呼ぶ事ができる。（不平等測度で有名なアトキンソンが提示している 部分的 BI である。）

ところでアマルティア・センの貧困研究を踏まえれば、貧困とは生活物資の厳しい不足、絶対的貧困と、格差、不平等を本質とする相対的貧困が、互いに重なり合う社会や人間の状態である。この構造を踏まえると、貧困政策はその中核に絶対的貧困対策となる所得保障を置き、この所得保障制度と相対的貧困対策となる対人社会サービス（保健医療福祉、職業教育、保育家事援助等）を、混然一体的に同時実施するシステムが求められる。この所得保障制度に部分的 BI を置く事が出来る。

このシステムは特別災害被害立法の中身をカバーしており、被災者など様々な理由で生活崩壊の危機（突然の病、怪我、失業、天災等）に立つ国民が、月 8 万近い現金給付を受けて、その中から社会保険料を支払い、権利として医療、家事援助、介護、就労支援の諸サービスを求める事が出来る。住宅の不足には住宅扶助を講じる事ができる。

文脈としては、以下の通りである。

- ① 貧困政策の中の所得保障制度は、貧困の核と言うべき絶対的貧困への対策、貨幣的ニーズへの対策である。貧困の構造的な理解を踏まえれば、この所得保障は、絶対的貧困と重なり合う相対的貧困、非貨幣的ニーズへの対策である対人社会諸サービス（医療、介護、福祉、保育、就労支援等）と混然一体的な実施が求められる。この所得保障制度を部分的な BI とすることができる。
- ② 各社会サービス供給体制を社会保険制度として選択すれば、社会サービスの調達システム、その入口で全ての社会サービスの保険税、利用料を用意する制度として、所得保障制度は社会保障制度の中核に位置すると思われる。
- ③ 上記①②は、社会保障制度全般の構成を指しており、生活リスク、保険リスクに遭遇した国民が、その危機、生活問題を解決するために、所得保障、必要な対人サービスを混然一体的に調達するシステムである。
- ④ ところで福祉制度や生活保護受給者への偏見に考慮すれば、福祉給付を受ける人達と受けない人達の違い（差異）を社会的にあいまい化、瓦解に導く工夫、構築主義的なアプローチが偏見解消のために有効と思われる。所得保障で生活する人々と、稼得する人々と言う二つの集団はいわゆるミーンズテストを通過したか

否かである。この可否判定の改革が必要である。

しかし結局、この改革をこの単独制度内改革として進めても限界があるので、必要な対人社会サービス（医療、介護、職業訓練、保育等）の要否判定とリンクにする事によって、対処すべき貧困が生活問題として普遍的な問題であるという社会的理解への途を開く事ができる。その事が所得保障で生活する人々と、稼得する人々と言う二つの集団間の境界をあいまい化し、瓦解を促し、福祉給付、生活保護受給者へのスティグマや「非『承認<sup>2</sup>』」を軽減すると思われる。

⑤ 平成 16 年 12 月、社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」はその報告書において保護基準の妥当性の検証、資産・能力の活用、自立支援プログラム、制度の実施体制に言及し、『出やすく、入りやすい』制度を求めたが、この方向と構築主義的なアプローチは双方向的である。

⑥ この貧困政策を中軸に据えた社会保障制度体系において、利用する国民と制度を繋ぐのは、ソーシャルワーク相談である。ソーシャルワーク相談は、利用者のケイパビリティ（潜在能力）に配慮し、利用者の生活の纏まり（社会性・主体性・全体性・現実性<sup>3</sup>）を軸にする仲介役として、制度と利用者国民を繋ぐ、制度を活かす鍵であろう。

この社会保障制度の改革では**利用者の視点、ニーズで多くの制度を「横刺し」した統合**がイメージされる。利用者の生活、その必要性によって繋ぐ制度統合体、新しい社会保障制度体系である。利用者国民から見れば、自分の今の生活を切り開く為にいろいろと工夫して行動する事ができる制度統合である。贅肉を剥いだ上で、普遍的な生活問題に対応できる、必要性を満たす、制度体系が望まれる。

今、東北関東大地震から、福島第一原発事故がおこり、事態は深刻である。

平時でも女性、子供にも一律の所得保障があり、そこから保険税を支払う社会保険サービスを権利として利用できるならば、その社会では生活困難であっても命と暮らしは守られている。その安心の上に国民は互いに切磋琢磨、協力して各人が力を活かす事ができる。**貧困に予防的備える事ができる社会保障制度、災害時も平時も、遭遇した生活困難を立て直す為の社会保障制度である。**

センの抱く人間像にふれると、国民個々人の人生は多様、さまざまである。そのさまざまな人達が、多様な生活危機に直面した時に、有効な手段となる社会保障制度体系へ、意欲を失わず生活を切り拓く事が出来る制度が求められている。

1 小沢修司『福祉社会と社会保障改革』P125 高菅出版 2002年10月

2 山森亮「福祉国家への視座」P105 ミネルヴァ書房 2000年1月

3 岡村重夫『社会福祉原論』P115 全国社会福祉協議会 昭和58年1月